

令和7年度三鷹市介護事業者事業継続支援事業補助金取扱要領

第1 趣旨

この要領は、三鷹市介護事業者事業継続支援事業補助金交付要綱（令和7年4月1日施行。以下「要綱」という。）第20条の規定に基づき、令和7年度に交付する三鷹市介護事業者事業継続支援事業補助金の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第2 介護事業者（要綱第2条）

「三鷹市介護保険事業者連絡協議会に所属しているもの」とは、要綱第6条に規定する交付申請の日時点で所属しており、三鷹市介護保険事業者連絡協議会における令和6年度分の会費の納入が交付申請の日までに確認できているものをいう。

第3 職員（要綱第2条、第3条）

1 直接雇用

「介護事業者に直接雇用される者」とは、介護事業者と直接雇用契約を締結している者をいい、法人役員、派遣職員、委託業務従業者は含まない。

2 常時雇用

「常時雇用する職員」とは、正社員、パート、契約社員、アルバイト等の名称にかかわらず、次の要件のいずれかに該当する労働者をいう。

- (1) 期間の定めなく常勤で雇用されている者
- (2) 一定の期間を定めて雇用されている者のうち、過去2か月を超えて雇用されている者又は継続して2か月を超えて雇用されることが予定されている者であって、かつ、週当たりの所定労働時間が通常の職員と概ね同等である者
なお、「週当たりの所定労働時間が通常の職員と概ね同等」とは、現に常勤の職員の週当たりの所定労働時間が例えば35時間である場合は、概ね35時間である者をいう。

第4 補助対象者（要綱第3条）

1 職員数

- (1) 「常時雇用する職員19人以下」の算定に当たっては、親会社（法人）が議決

権の50%超を有する介護事業者である場合、親会社と当該介護事業者は同一法人（以下「みなし同一介護事業者」という。）とみなすこととする。また、親会社が議決権の50%超を有する子会社が複数存在する場合、個人が複数の会社「それぞれ」の議決権を50%超保有する場合、親会社が議決権の50%超を有する子会社が議決権の50%超を有する孫会社や、更にその孫会社が議決権の50%超を有するひ孫会社等についても同様の考え方にに基づき、みなし同一介護事業者とみなすこととする。

なお、みなし同一介護事業者の判定に当たっては、配偶者及び親子並びにその他生計を同一にしている者は全て同一として取り扱う。

加えて、これらに該当しない場合であっても、代表者又は主要株主及び住所が同一である法人についても、みなし同一介護事業者とみなすこととする。

- (2) 「常時雇用する職員19人以下」には、令和7年4月1日時点において休職、育児休業等により現に勤務していない職員がいる場合であっても、当該職員をその職員数に計上し、当該職員の勤務の代替として常時雇用する職員は計上しないものとする。

2 介護事業所の運営を開始してから1年を経過

「基準日において介護事業所を休止しておらず、かつ、同日時点で運営を開始してから1年を経過している」とは、令和7年4月1日において、現に介護事業所を休止しておらず、かつ、同日前において休止期間があっても当該介護事業所を開設してから1年が経過していることをいう。

第5 交付申請（要綱第6条）

補助金の交付申請期限として「市長が別に定める日」は、令和8年2月27日とする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。